江戸時代初期の香文化

一『泰重卿記』を中心として一

堀 口 悟

1. はじめに―本稿の概要―

(1) 結論

本稿では、『泰重卿記』〈泰重1644〉の記述から、一木炷による香会¹の開催が江戸時代初期の貴族社会で盛んになったのは、寛永年間の半ば(寛永四年から六年の間)頃と予測した。一方、『梅津政景日記』〈政景1633〉の記述から、地方武士社会の中に、香会が年中行事化しているケースも確認できた。

この状況を踏まえた上で、『泰重卿記』以外の史料も参照し、香会の実態と記録との関係を考えてゆく研究の端緒とした。

(2) 本稿の位置づけ

香文化の実状については、未解明の点が多い。江戸時代初期の香会についても、いつ頃 誰がどのような形で開催していたのか、未だに十分研究されているとは言いがたい。

従来の説は、「徳川期に於ける香文化発展の機動力となったものハ後水尾院と東福門院とが御香の御嗜みのふかくあらせられたことにある」〈一色1968,235頁〉とするのが一般だった。そして、当時の香会の状況について、北小路功光氏は「東福門院入内の翌年あたりから、著しく香会の記述があらわれてくる」〈北小路1978,244頁〉と指摘されていた。一方、本間洋子氏は、『お湯殿の上の日記』を中心として史料を調査した結果、『お湯殿の上の日記』からは、「『日々夜々』に後水尾天皇、東福門院が香に興じていたとは言えない」と述べられた〈本間2014、157頁〉。

本稿では、まず、当時の貴族社会での香会の有り様を捉えるべく、徳川和子(後の東福門院)入内後の記述がある史料のうち『秦重卿記』を中心に考察した。それにより、江戸初期の貴族社会で(一木炷による)香会が盛んになるのは、中宮和子入内(1620年)の「翌年ごろ」ではなく、早くとも入内から七年後の寛永四1627年以降であろうと推定した。

¹ 一木炷による香会:江戸時代初期の香会で使われる香の姿には、大別二種類が存在した。数種の香材料を粉にして混ぜて練り固めたもの(薫物)と香木の小片(一木)をそのまま炷くものである。このうち、薫物文化は現代茶道に受け継がれ、数種の香木小片を炷いて鑑賞する方式が現代の香道に繋がってゆく(ただし、茶道では、一木炷で沈香や壇香も使われることを申し添えておきたい)。

なお、香を仲立ちとする会合には、現代も続く葬儀での焼香や墓参での線香などの香文化があり、寛永時代も実施されていたが、これら宗教的な行事については、本稿では対象外とする。

2. 本間洋子氏『中世後期の香文化―香道の黎明―』の指摘

本間氏は、従来から史料に立脚した精緻な香文化研究を積み重ねてこられたが、近著『中世後期の香文化―香道の黎明―』〈本間2014〉において、『実隆公記』『お湯殿の上の日記』等の学術性高い分析結果を発表なさった。そして、同書156頁では『香道蘭之園』〈尾崎2002〉が、「後水尾院と東福門院は、香を大変に好まれ」「日ごと夜ごとにお遊びになるため、際限が無く」「公卿や殿上人もそれぞれ組香を創作し」「多くの組香が世に広まった」と記している事を踏まえて²、

第六章で後述するとおり、東福門院和子へは実家である徳川家から香木である伽羅が贈られている記事もあり、香会を催すための材料は十分にあると思われるのであるが、『お湯殿』からは、前掲『香道蘭之園』の「日々夜々」に後水尾天皇、東福門院が香に興じていたとは言えないのである。〈本間2014、157頁〉

と斬新な説を提出された。「『お湯殿 (の日記)』からは」と限定して、慎重に述べておられるが、『香道蘭之園』を初めとして、従来の香道関係書では常識と考えられていた"後水尾院と東福門院とが香に極めてご熱心だった"という点に鋭く切り込まれた。

本稿は、以上の本間氏の御論に触発されて為したものである。本稿では、東福門院の香会の実態にまでは迫れなかったが、今回は、そもそも江戸時代初期の公家社会で、香会がいつ頃から頻繁に行われるようになったのかを検証することから始めたい。³

3. 北小路功光氏『香道への招待』の説

これまで刊行された香道関係書の中では、北小路功光氏がその著『香道への招待』で、 江戸初期貴族の香会に関して史料を基にして発言されていた〈北小路1978〉。同書の244頁 には、

香道が作法をやかましくいうようになったのは、案外、新しい。最盛期は、元和六年 (一六二〇) 六月、徳川秀忠の女、和子が後水尾帝に入内してから、急速に訪れる。和子、のちの東福門院の在世中に飛躍をとげるのだ。その様子は、当時の公家たちの日記、「時慶卿記」「土御門泰重卿記」「孝亮宿禰日次記」そして、桂離宮の創始者八条宮「智仁親王御記」などに、東福門院入内の翌年あたりから、著しく香会の記述があらわれてくることに依って知られる。(下線部、稿者)

と述べられている。

^{2 〈}尾崎2002〉尾崎佐永子・薫遊社『香道蘭之園』淡交社,21頁・22頁。

其後元和寛永の頃、後水尾の皇・女院の御所、相ともに此道をふかく好ませ給ひ、此御宇に至て万国より佳種を奉りて奇品満てり。其御代にこそあまたの組合香をなさしめ給ふとなり。凡一百余品といへども、日々夜々の御遊なりしかばその際限あらざるに、その中に勅作あり院作あり、或は博陸大尉の組まれ玉ひし香あり。月卿雲客こゝろ~~に作せられ、折にふれ節にしたがひ叡覧に備へられしより、多くの組香世にひろまれりとぞ。(中略)寛永の頃の組香二百余品あり。

^{3 〈}本間2014〉は、『隔蓂記』を史料として、寛永十二1635年以降に関しては、十炷香を中心とする 香会が禁中や仙洞御所においてしばしば催されたことを明らかにしている(同書165~171頁)

本稿は、北小路氏に導かれつつ〈北小路1978〉が引用している史料の中から、まずは、 『(土御門) 泰重卿記』を取りあげたい。

4. 『泰重卿記』の記述から

(1) 記録概説

本史料〈泰重1644〉は、従二位左兵衛督土御門泰重(天正十四1586年~寛文元1661年)の元和元1615年から寛永二十1644年に至る日次記である。底本とした『史料纂集』本各巻の内訳は、

- 第一 慶長二十 (元和元) 1615年1月~11月, 元和二年2月~12月, 三年1月~12月, 四年1月~12月, 五年1月~11月,
- 第二 元和六1620年1月~12月,七年1月~12月,八年(欠),九年1月~11月, 元和十(寛永元)年1月~12月
- 第三 寛永二1625年1月~12月, 三年1月~9月 (閏4月), 四年 (欠), 五年 (欠) 寛永六年1月~12月 (閏2月), 七年1月~6月 である。

(2) 本記録からの知見

和子が入内するのは元和六1620年であるのに対し、『泰重卿記』第一(元和元1615年)から、第三の前半である寛永二・三1625・1626年までの記事には、一木炷と確実に判断される香会の記事は1度も出てこない⁴。そして、寛永四1627年と五年との間は、残念ながら記事が残っておらず、『泰重卿記』第三後半に寛永六・七1629・1630年の記事を収める。

さて、寛永六1629年の記事を読み始めた途端、香文化の観点からは劇的な変化が訪れる。 1月3日と思われる(日付欠落)記事に、いきなり「御香ある也」と出てくる。前後をも う少し引用すれば、(平仮名・片仮名の判別は、本田慧子・武部敏夫校訂の儘。以下同じ)

今夜御所へ御盃始同公, 庚申之故御とき二召, 御香ある也, 及深更退出也 とある。泰重が庚申待のために御所の後水尾天皇の許に参上したら, 香会があったという ことになろう。同月7日には,

主上無出御,御物見紫宸殿迄出御也,御盃以後御香有之也,花月香アリ,小鳥香アリとあって,何と,御所5で「十炷香」以外の組香が行われていた記述まで,見いだされる6。その後,9日・10日,15日・16日・17日というように,連続して香会記事が見られるようになる。また、例えば10月の5日・6日・7日・8日の4日間で、十炷香を都合8回催

⁴ 香の記事は絶無ではないし、香会の記事もわずかにあるが、「4」項の「(3)」で後述するように、それらは薫物による香会であった可能性が高いし、頻繁に行われたとは言い難い。

⁵ 御所:場の呼称として「御所」「禁中」「内裏」「皇居」等の用語があるが、本稿では〈泰重1644〉 に使用されることが多い「御所」の用語を選択した。

⁶ 今回底本とした『泰重卿記』巻一〜三中に、「十炷香」以外の組香による香会が記載されるのは、この一カ所のみである。また、今回引用した諸史料の参照部分でも、「十炷香」以外の組香は管見に入らなかった。なお、寛永元1624年4月3日の記事には、香会ではないが「系図香」に関する記事が見られる。

している記録がある。

本論末の表にまとめるように、『泰重卿記』の寛永六1629年と七年には、香会記事が頻繁に記される。この意味で、まず、〈北小路1978〉の指摘したところの、記録に香会記事が数多く現れるという言及は基本的に正しいと言えよう。

しかし一方、『秦重卿記』から見る限り、〈北小路1978〉説の「東福門院入内の翌年あたりから、著しく香会の記述があらわれてくる」とする点は正確さを欠くのではなかろうか。確かに、薫物による聞香会(懸物を伴う)は、時々行われている(元和七1621年1月15日、2月2日)が、これは一木炷による聞香会とは違う。

和子が入内するのは元和六1620年であるのに対し、『泰重卿記』第二(元和六年)~第三の前半である寛永二・三1625・1626年までの記事には、一木炷と判断される香会の記事は1度も出てこないのである(残念ながら寛永四と同五年は『泰重卿記』が現存しない)。和子が入内してから9年弱経っている。もし、この傾向が本日記の散逸部である寛永四年から起こっていたとしても、和子入内後6年余りが経過しており、東福門院入内の「翌年あたりから」というには当たらないと考えられる。

一方,元和六1620年から寛永三1626年まで,"香会記事は無いが,実際には香会が頻繁に行われていた"という可能性もゼロではないが,低いと思われる。他の芸能(和歌会・連歌会・詩会・和漢の連句会・茶会・立花・能・舞御覧・鷹狩り・闘鶏・および薫物関連の記事)が寛永二・三年も寛永六・七年も同じように書かれるのに対して,香会の記事だけが極端な有無を見せる。日々の記事の量も、寛永四・五1627・1628年の前後で大きく変わるわけではない。ここは、寛永六年(早ければ寛永四年)以降に香会が盛んになった証左と考えて良かろうと思われる。

(3) 『泰重卿記』等に見える香会記事

〈本論末の「香事表」参照〉

【注】「焼香」「行香」「香水」「香奠(香典)」「線香」も、香文化の範疇には入るが、今回扱った文献では全て仏事(葬送及び先祖供養)のみに使用されている。よって、本稿の趣旨に照らして、混乱を避けるために、これらに関する記事は全て省略した。また、『泰重卿記』以外は、煉香(薫物)系に関する記事は省略した。

(4) 史料分析

*寛永三1626年以前

寛永三年までの記事では、香包の贈答(元和六1620年1月15日,元和七年10月15日など)・薫物贈答(元和六1620年3月6日,11月16日など)・薫物調合(元和六1620年7月16日,10月19日,10月23日,元和七1621年1月27日,1月28日など)や、表では省略したが、線香贈答(寛永二1625年6月20日,同3月15日など)の記事が見られる。しかし、これらは練香系である。また、薫衣香(元和七1621年7月6日,寛永三1626年6月23日など)の記事も見られるが、薫衣香は複数の香材料を刻んで混ぜ合わせた合香(混香)で、いずれも現代香道に通じる一木炷方式とは別物である。

「香包」を拝領したという記事が、元和六1620年1月15日条・同七年2月15日条・同年

10月15日条に出てくるが、前後に薫物贈答の記事があり、一木炷の記述は全く見えないので、これも、薫物を入れて包んだ香包であった可能性が高い。

寛永三年の9月7日に将軍家光,8日に大御所秀忠が後水尾天皇を二条城に迎え,巨大な沈香木を贈ったことは、周知の事実である。さて、この沈香木の用途は、一見一木炷用かと思われるのであるが、他の進物を合わせ見ると、麝香や蜜が同時に贈られていることが分かる。麝香や蜜は一木炷には不要であるが、薫物製作には欠かせない貴重品である。例えば、〈本間2014、355頁〉の指摘によれば、前年(寛永二年8月1日)には後水尾天皇から家光に薫物が下賜されている。この度の「沈ほた」献上は、そういった薫物下賜に対して、薫物の材料提供の意味が強かったと考えられよう。

* 寛永六1629年以降

寛永六年には、御所で開かれた「御香」が11回、中院通村邸で15回、泰重邸で8回、岩倉実相院で2回、その他、北畠邸、一乗寺、橋本九郎邸、藤宰相邸、三井寺で各1回(計41回)記録されており、寛永七年は6月までの半年間しか記録が残っていないが、御所で2回、通村邸3回、秦重邸3回、実相院で1回(計9回)の香会記録がある。

この回数を、〈本間2014〉の調査と比較してみたい。

〈本間2014, 11頁〉の「『看聞日記』香会記事」によれば、応永二十三1416年から嘉吉三 1443年までの28年間に10回の記録が残る(年平均 0 , 36回)。〈本間2014, 28頁~30頁〉の「『実隆公記』禁中における香会記事」によれば、文明七1475年から享禄五1532年までの58 年間に22回(年平均 0 , 38回)の記録がある。そして、「『実隆公記』実隆邸における香会記事」は文明六1474年から享禄元1528年の55年間に15回(年平均 0 , 27回)、「『実隆公記』その他における香会記事」では文明六1474年から永正七1510年までの37年間で 6回(年平均 0 , 16回)。これらと比較するとき、寛永六年の 1 年間で、御所での香会が11回、泰重邸で 8 回、その他の会場で22回の記録は、頻繁な香会を意味しよう。泰重が参加した香会がこれほど多いなら、泰重が参加していない香会も御所で行われたと推測できよう。後水尾天皇に関する限り"「夜々」香会を催していた"可能性はあると思われる。

5. 北小路氏指摘の, 他の記録類での傍証

北小路氏〈北小路1978〉が指摘した4つの記録のうち「土御門泰重卿記」を除く3 史料, すなわち「時慶卿記」「孝亮宿禰日次記」「智仁親王御記」について検討したい。

ただし、「智仁親王御記」(智仁親王1579~1629) は、『国史大辞典』⁷によると慶長四1599年~慶長九1604年迄の6年間に及ぶ自筆原本が残存するが、和子入内以降の記録は残存していない。

そこで、残りの「時慶卿記|「孝亮宿禰日次記|について検討したい。

(1) 時慶卿記〈時慶1639〉

元和六1620年から~寛永五1628年までの本記録残存部には、香会の記事はひとつも無い

^{7 『}国史大辞典』吉川弘文館, 1979年3月1日~1997年4月1日。

(寛永四年は欠)8。

ただし、寛永五年になると、「香」(4月21日)「伽羅」(8月11日)などの記述が現れ始め、9月22日には、香箸・灰押・銀葉鋏などの本格的な一木炷用の道具が、11月18日には、「初音」「牡丹」という銘付の伽羅が見える。香会記事こそ無いが、一木炷の聞香が行われている様が伺える。

寛永六年の『泰重卿記』に残された香会記録と対照してみよう。ただし、中院通村邸・ 土御門泰重邸など、個人の邸宅で行われた香会記録に時慶の名は出ないので、時慶と泰重 とが同席した可能性の高い「御所」での香会を見ることとし、各日の記事を芸道記事を中 心にごく簡略に抜粋・要約して示したい。

- 1月3日 一稲辺猪左エ門礼ニ来幾盃茶筅ヲ遺
- 1月7日 一古今集ヲ覧 一節会
- 1月10日 十二日ニ茶ヲ可給由候処旧冬以来口中煩理申候
- 1月15日 *諸処へ年始回りをして盃を頂いている
- 1月17日 一看経終日
- 1月20日 殿下御会始予詠草モ上 一日中納言来入間鍋二ツ被持薄暮也吸物花平等ノ物 ヲ以テ税之茶ヲ出也
- 1月25日 一医学源流周覧(中略) 一大澤ヨリ短冊来
- 2月2日 八条殿若宮御元服加冠高松殿理髪時長甘露寺
- 2月15日 一春日野又二両合广香ヲ又感得ヲ妻被磨之
- 8月26日 後陽成院十三回忌
- 10月24日 一十念寺来入廿六日ニ茶可給由候 (中略) 一中宮ヨリ春日野御所望候則上式部ノ奉也

残念ながら、『時慶卿記』には『泰重卿記』の記事に重なる香会記事が見いだせない。しかし、「香具・沈・白檀」(1月27日)「香三種(白菊・初音・牡丹)」(1月29日)「沈香一両」(7月12日)等の記述が見られ、一木による聞香が行われていたことを思わせる。

そして、10月22日の記事に、いよいよ「十種(炷)香」が行われた記事が現れる。しかも、注目すべきは、この日二度行われた十炷香の二回目の会で、時慶は「無」を聞いており⁹、大喜びで、これは「一世ノ初」だと記している点である。「無」を聞くとは、聞香開始前に、"自分は10炷全てわざと外す(=聞き当てる数がゼロ)"と連衆に宣言し、その通りの結果を得るという特殊な聞き方である。これは、単に10炷当てるより、自信と覚悟と運とを要する聞き方であり、普通の聞き方に飽き足らなくなった状況を窺わせる。逆に言えば、こんな裏技的な聞き方が行われるほど、十炷香が一般化していたと推察される。¹⁰さらに、12月9日の庚申の夜には、中院通村邸と西洞院時慶邸の両方で十炷香が行われ

ている。 _____

^{8 「}香蕾散」「乳香散」「透頂香」など、「香」の文字が記録に現れるが、これらは時慶が調剤した薬と考えられる。

⁹ 原文では、「無ヲ聞」の「ヲ」を朱書きで「被」に訂正しているが、それでは意味が通じず、墨書き通り「ヲ」が正しいと判断される。

¹⁰ この時、例外的に記事があるのは、本人にとって特別の喜びだったからではあるまいか。

(2) 孝亮宿禰日次記〈孝亮1634〉

- ①元和六年(1620)~寛永六年(1629)まで、香会の記録は見当たらない
- ②『時慶卿記』と同様にして、『泰重卿記』の香会ある日にちの記述と比較してみよう。
 - 1月3日 *記事無し
 - 1月7日 *白馬節会の参加者名
 - 1月10日 *翌11日の大神宮奉事始の準備
 - 1月15日 三毬杖如例
 - 1月17日 舞御覧靏包丁無之
 - 1月20日 *記事無し
 - 1月25日 *苗鹿村社の神輿のこと
 - 2月2日 *記事無し
 - 2月15日 *鴨社立柱日時を定める
 - 8月26日 *後陽成院十三回忌
 - 10月24日 内侍所臨時御神楽有之従春日局の沙汰云々

概して、公式の年中行事を中心に記述しており、『時慶卿記』とも記事内容が異なる。該 当日に香会のことは出てこない。小槻氏は代々下級官人で、身分柄御所の香会などには参 加できなかった可能性もある。しかし、個人的にも香会を催している記事は無い。

6. 北小路氏指摘以外の史料について

(1) 『言緒卿記』 〈言緒1619〉

まず注目されるのが、『言緒卿記』慶長十七1612年11月30日の香会予告記事である。

泰重は大納言鳥丸光広から、"来月二日夜に御所で懸物を伴った香会があるので、参加者はそれぞれ銘を考えて持参するように"との連絡を受ける。この記事は、一見、一木炷による聞香会の予告で"各自が「香銘」を考えてくるように"との指示かと見える。もしそうであるなら、後水尾天皇の御所で「炷継香」¹¹が行われていたことになる。

しかし、同様の記事は元和七1621年1月29日の『泰重卿記』にも見える。この日「懸物香」の御触れがあり、泰重は中院通村と共にその通知を見ている。そして、予定通り、その香会は2月2日に行われた。本論末「香事表」の本文にあるように、この香会の「御香」は「焼物」すなわち薫物であった。そして、銘とは香木に付けられたのではなく、懸物に付けられたものであった。例えば後水尾天皇ご自身が「長持二五色の巻物(緞子五巻)」にお付けになった銘は「女装束」であった。その延長で考えれば、2月15日に鬮の懸物として泰重が御所に持参した「香包十」の中に入っていた香は薫物の可能性が高いのではな

¹¹ 炷継香:参加者各人が銘のある(あるいは銘を付けた)香木を多数持参し、会の場で香銘が連歌のごとく繋がるように炷き継いで行く、一木炷の遊びである。この形式の香会は、『香道秘伝書』「宗信筆記」に詳しい(〈堀口2009〉〈翠川2005〉参照)。なお、この方式の香会の名称は、『香道秘伝書』中の「宗信筆記」には「たき組の香」、『香道秘伝書集註』の関芳卿の注釈部では「継香」と呼んでいる。本稿では、芳卿の用語を基本としつつ、「宗信筆記」原文を生かすと共に一木炷であることを明示する意味で「炷継香」と表記した。

いだろうか。この意味で、『言緒卿記』慶長十七1612年11月30日の香会予告記事も、『泰重卿記』元和七1621年1月15日の「景物香御興行」も、一木炷の可能性がないわけではないが、前後を薫物の記事に挟まれており、やはり、薫物による香会であったと考える方が自然であろう。12

(2)『本源自性院記』〈信尋1649〉

『泰重卿記』に欠落している寛永四・五年の記事を補うのに、最も注目すべきは、近衛信尋の『本源自性院記』寛永五1628年1月21日の記事である。これは、右大臣一條兼遐邸において、「内々の儀」であるとは言え、「地下・堂上十余人」が集まって一木炷の十炷香を行った記録である。また、同じく『本源自性院記』には、同年10月4日に「蘭奢待」の名も見える。この一例のみでは、確実な推定は出来ないが、寛永五年頃には、宮廷貴族の間で一木炷による香会が開かれ始めたと考えうる状況である。

なお、寛永七1630年1月21日にも、摂政一條兼遐邸で十炷香が行われた記事がある。たった一例ではあるが詳細な物で、参加者・懸物の内容・各人の点数・信尋自身の感想(4炷しか当たらず「無念~」)まで記されていて、実態をよく伝えている。しかも、「予、三年以来出座」と書かれている。これは、寛永五1628年以来3年間に亘って(あるいは寛永三1626年以来)兼遐邸で香会が毎年開かれていたことを示すものである。『泰重卿記』と年代的に合致する。

7. 地方武士の記録『梅津政景日記』より

これまで、京都の宮廷貴族達に注目して論じてきたが、ここで目を転じて、武士社会における香会について一瞥しておこう。詳しくは稿を改めて論ずる予定であるが、本論では『梅津政景日記』のみを取りあげ、江戸や地方における武士社会の香文化についても並行的に検討する必要性を示しておきたい。

(1) 記録概要

筆者梅津政景 (天正九1581年~寛永十1633年4月18日) は、秋田藩で佐竹義宣に仕え、 三千石の知行取りとなった人物。『大日本古記録』九巻「解題」によると、

政景は、文筆・算用に長じ、鉱山行政・財政に能吏として出頭したのみでなく、鷹・ 鉄砲・馬術、香・連歌・能楽・調薬等、文武両道に亘り広い教養を持ってゐた。 という万能の文化人であったと思しい。

本日記は、慶長十七1612年2月から政景の死の直前である寛永十1633年3月までの21年間の記事を収める。

¹² 一方,『言緒卿記』下には,「市兵衛香箸ギン五ツ, 持来了」(元和五1619年1月3日)「市兵衛香箸, 清兵衛湯子取, 播磨香箸持来了」(同8月1日)等, 一木炷も行われていた事を示す記述が見られる。

(2) 本記録からの知見

秋田藩では、毎年藩主を中心に1月1日に恒例の香会を催している。具体的には、慶長十九1614年に本日記に初出し、初出時から「如御例之」とあって、恒例行事と知れる。

次いで、元和二1616、元和五1619、元和六1620、元和七1621、元和八1622、元和十(寛永元)1624、寛永二1625、寛永四1627、寛永六1629、寛永八1631、寛永九1632年に催されている記録がある。この頃既に、香会が年中行事化していたのである。 13

これらの香会は、常に夜から始まる。政景は元日の昼間に一旦登城した後自宅に帰り、 晩に改めて召し出されている。城では、鷹狩りで捕った白鳥料理の後に香会が催されたり、香会の後鷹狩りの鶴で食事会があったりする。

実施される香は「十炷香」のみで、原則として、1日に2度(「両度」)あったようだ (元和五1619年例)。

一、御かれい(嘉例)のことく、十種香之御香会両度有(下線、稿者)

高点者には当たった数 (=点数) に応じて褒美 (判金,銀,銀銭,小袖など) が出るのが常であった。

香会の参加人数は、14人ヵ (慶長十九1614年)、31人 (寛永二1625年)、24人 (寛永六1629年)、28人 (寛永八1631年) と記録に見え、十人を基本とする現代組香から見ると、かなりの大人数であることが分かる。香の香りを鑑賞することより、正月恒例行事として褒美を分配するための一興という性格が強かったのではないかと推測される。

(3) 本日記の特色

『梅津政景日記』には、元旦以外の香会記録は全くない。沈香や伽羅の名も1度も出ない。香会が日常的に行われていたか否かは、本日記からは判断できない。

なお、本書解題によれば、政景は「香」にも「教養を持ってゐた」とされるが、単に正 月香会に参加しただけで、個人的な香会参加や香会開催の記事はないので、香に対する教 養の程は本日記からは推定できない。

8. おわりに一史料に香会記事を見いだすことの困難性一

さて, なぜ, 寛永六年(あるいは早ければ寛永四年以後)から急に香会が盛んになるのかは, 今回の調査研究で浮上した最大の課題である。

可能性のひとつとしては、中宮和子の入内、後水尾天皇の御譲位の意思や、寛永三1626年の大御所・将軍の相次ぐ上洛などがあったのではなかろうかと憶測されるが、まだ解明することが出来ない。

また,第5項で述べたように,実際には香会が盛んに行われていても,記録にはなかなか現れない事も今後の研究課題である。今は,その状況について,本稿での調査結果で言

^{13 〈}松原2012〉119頁には、この時期に、細川氏による伽羅の取引もされていた、との指摘がある 寛永三 (一六二八) 年の細川三斎の書状にも、から物屋甚吉との伽羅の取引が書かれている (『細川家史料』二)

及できる範囲をまとめて、稿を閉じたい。

- (1) 『時慶卿記』 『孝亮宿禰日次記』 の寛永六年の記録の 『泰重卿記』との比較で分かるように、事実はあったとしても記録されるとは限らない。
- (2) 武士側の記録ではあるが、先に見た『梅津政景日記』では、毎年恒例のいわば年中行事になっており、同じ筆者であるにもかかわらず、記される年とそうでない年がある(書かれるのは、初出慶長十九・元和二・五・六・七・八・十(寛永元)・寛永二・四・六・八・九の12回。記事のない年は、慶長二十=元和元・元和三・四・九・寛永三・五・七の7回)。香会は毎年開催されたと思われるのに、必ずしも毎年記録されるわけではない。
- (3) そして、年中行事に定着するほど香会が普及しているなら、元日以外にも香会が催されていると推測されるのだが、その記載は一切無い。

なぜ、歌会・能・舞鑑賞・茶会等は頻繁に記され、立花もかなりの頻度で様々な記録に 見えるのに、香会記事が極めて少ないのか、その理由や、香会の実態解明については、今 後の研究課題としたい。

【参考文献】(〈 〉内の人名については、近世以前は名で、近代以降は氏で示した)

〈一色1968〉 一色梨郷 『香道の安由美』芦書房

〈尾崎2002〉 尾崎佐永子·薫遊社 『香道蘭之園』淡交社

〈北小路1978〉 北小路功光 『香道への招待』宝文館出版

〈承章1668〉 鳳林承章 『隔蓂記』寛永十二1635年~寛文八1668年。思文閣出版、2006年刊。

〈神保2003〉 神保博行 『香道の歴史事典』柏書房

〈孝亮1634〉 小槻孝亮 『孝亮宿禰日次記』文禄四1595年~寛永十一1634年, 内閣文庫

〈言緒1619〉 山科言緒 『言緒卿記』慶長六1601年~元和五1619年。東京大学史料編纂所編『大日本 古記録 言緒卿記』岩波書店1995~1998年刊。

〈時慶1639〉 西洞院時慶 『時慶卿記』天正十五1587年~寛永十六1639年。内閣文庫蔵。

〈智仁1604〉 八条宮智仁親王 『智仁親王御記』慶長四1599年~慶長九1604年。宮内庁書陵部蔵, 国文学研究資料館デジタルアーカイブ。

〈信尋1649〉 近衛信尋 『本源自性院記』近衛道隆・名和修・橋本政宣校訂, 続群書類従完成会1976年刊〈藤井・吉岡2005〉 藤井譲治・吉岡眞之監修 『後水尾天皇実録』(巻一、巻二)ゆまに書房

〈堀口2009〉 堀口悟 『香道秘伝書集註の世界』笠間書院

〈本間2014〉 本間洋子 『中世後期の香文化―香道の黎明―』思文閣

〈政景1633〉 梅津政景 『梅津政景日記』(東京大學史料編纂所編纂『大日本古記録 梅津政景日記』 岩波書店1966年刊)

〈松原2012〉 松原睦 『香の文化史~日本における沈香需要の歴史~』雄山閣

〈翠川2005〉 翠川文子・山根京 『香道秘伝書・米川常白香道秘伝抄(香書双書 1)』香書に親しむ会 (代表:翠川文子)

〈泰重1644〉 土御門泰重 『泰重卿記』(本田慧子·武部敏夫校訂,第一~第三『史料纂集 古記録編』 1993~2004年刊,続群書類従完成会)

表 色

※本「香事表」は『秦重卿記』を中心とし、他の諸記録の要点を加えた。

※本「香事	表」は『泰重	※本「香事表」は『泰重卿記』を中心と	し, 他の諸記録の要点を加えた。	!録の要点を;	加えた。		※表中の記号「*」は稿者。「∮」は稿者の注。
西暦年	月日	翫香の種類	出典	場所	参加者 (「予」とあるものは、実名を当てた) 懸物	1 他の催し	記 事 他
1612 (慶長17)	11. 30	御香合の予告		禁 中	まてのこうち入道(充房)殿 三てう西(柴條)殿 有白川(雅柳)殿 五つし(之仲)殿 おほき町三てう (賃有)殿 四つし(季縄)殿 あの(質顕)殿 とここうち(秀直)殿 まてのこうち舟(孝居)殿 中御門舟(首衛)殿 まててい少将(今出川宣季)殿 中のあん(通村)殿 松の木(中御門宗則)殿 ちこやうちん(通村)殿 松の木(中衛門宗則)殿 ちこやうちん(通杖)殿 比けの井(巻階)殿 はん殿 ふなはし(秀賢)殿 しけの井(巻隆)殿 はく殿 ふなはた(秀賢)殿 たかくら侍従(嗣良)殿 あの侍従(公福)殿 極		禁中ョリ被仰出版由、廣大納言ョリ触アリ、来三日 夜香けん物の御沙汰之旨候、めいを御思案候て各可 有持参院、内々仰ニ候間如此候、十一月三十日,
1620 (元和 6)	1.15	香包拝領	秦重卿記	及 平 ² 元 金	富小路秀直・一体殿・泰重		御所べ参, 召御前, 囲碁在之也, 及薄蓉近衛殿・中院司公, 人夜當少[∮マヘ]路 (秀直)・一條殿司(仝脱ヵ), 御伴衆此分也, 御鬮有之也, 予香包十拝領也
	3.06	薫物拝領	秦重卿記	御所	秦重・中院・阿野		予・中院・阿野三人にハ御焼物一貝ツ、拝領,予荷 葉齅、阿野晩桜、中院玉椿
	7. 16	薫物調合	泰重卿記	泰重宅	泰重		烧物 關合申候也
	10. 19	薫物香具の裁 抹	秦重卿記	禁	中御門中納言・正親町(マハ)同三条中納言・烏丸弁(光賢)・右衛門佐・竹内(孝治)・高倉(嗣良)・秦重・姉小路・阿野侍従(公業)・山科(言総)・久我(通前)・久世(通式)・北畠・白川侍従(雅陳)等		従禁中召候、則朝参申候、御機物香具裁抹之事被仰出候、(∮中略) 御香具ハ丁子・白檀具香也〔∮「貝香」の誤りであろう〕
	10. 23	薫物裁抹続	泰重卿記	禁	秦重・高倉・白川侍従・久世・阿野侍従等		今日於灯下漸々相済終,珍重也,白檀ヲソシ,予(∮ 以下阿野侍従等まで略) 白檀之衆也, 戌下刻退出也
	11. 16	薫物拝領	泰重卿記	常の御所	中院・右衛門佐・刑部少輔(竹内孝治)		御焼物拝領、中院・右衛門佐・刑部少輔へ焼物被下候、予御使にて則各御番之故相渡也
1621 (元和 7)	1.15	景 物 香 (薫物)	秦重卿記	女院御所	4		景物香御製行、予吉野紙+束うわむしろにつゝミ、 銘ハ水分(ミクモリノ)神社ト打也、大和国吉野郡 十一座之第一也、神明帳有之也
	1.27	薫物調合	秦重卿記	泰重宅			今日焼物潤合申候
	1.28	薫物調合	泰重卿記	宮中ヵ			今日烧物潤合申候
	1.29	懸物香の触	秦重卿記	(中院)通 村邸	通村·秦重		徒中院振舞可申候由承候間, 則懸物香之御触有之, 予・中院一所三拝見

記事他	各車座相並居, 御香燒物也, 水本ハ万里小路入道(売 房) 也, 七柱之衆実有卿・嗣良朝臣・章西堂也, 予 三柱也, 三人御職物見取也, 其次闡取也, 章西堂上 様之拝領, 長持三五位之巻物とんす五巻也, 御嫁ハ 核之するくとある也, 五きぬ (み) といふ御心なる よしうけ結成, (中和門院前子) 女院御所日き御小ね 一重嗣良朝臣拝領也, さや二巻近衛殿・実有卿拝受 也, 其以後事外大御酒也	懸物持参, 香包十也, 源氏よき被申候, 御聴聞, 左府 (近衛信尋)・三宮如昨日, 其外阿野 (実顕)・中 御門 (宣飾)・其外数人有之, 其以後御振舞有之也, 其以後懸物鬮取有之也, 予団扇一本収之	*奈良から上京した総母が小姫には薫衣香三ッを土 産に持ってきた	鶏鳴之時分御鬮有之也, (∮他の景品略) 香包十五· (∮他の景品略), 鬮取当也	(身源氏の講師) 中院へ御焼物一・なつめたとうかミ にてつ、む也, 銀子十枚被遺候	昨日御屋敷見申由申上候,並今日政宗御焼物·一番 箱艮子也	りますたる二元大御所より上様へ進上	桟敷之様ニ床カキ, 其上絹布武具沈丁麝品商売物等 也 (∮薫物関連と見える)	飯後女院御所へ系図香口伝仰之旨承伺公申候,源氏 絵也, 五枚申出也	たき物一貝遺候	香袋廿調合, 目薬一剤調	*父子へそれぞれ十五袋宛	*素重が「焼物一具 (マハ) 持参也」	一 古茶之入候御ちゃつほ・ざうげのめくすり・香 箱拝鎖	- 飛鳥井 (雅宣) 様 若殿様へ為御見廻御出被成 置候, 御音信には, 御帷子五つ, 内御革物貳つ, 御 たき物鈴之香箱壹つ, 同御下之片山豊前御下緒大小
他の催し	其以後事外大 御酒也 御酒也	源氏読み・御 振舞・鬮取		囲 碁,外 御遊,御振舞									うちわ十本		
懸物		年		年											
参加者 (「予」とあるものは、実名を当てた)	主上·女院(中和門院前子)·曇華院殿(聖秀女王)·大聖院 [寺] 殿(文高女王)·孝勝 [光照] 院殿(織山尊貞)·近衛殿左府・青蓮院(嫁納)殿・中御門)資胤卿大納言・(今出川) 章信 [宣季] 卿司・(正親町三條)集有卿中納言・(四辻) 李緤卿同・(中御門) 宣衛卿同・(中院)道村卿同・(五辻) 之中卿三位・(高倉) 嗣良朝臣・秦重・(鳳林承章) 章西堂鹿苑寺、(勧修寺)光豊卿弟。		総母						女院,秦重	多羅尾与八郎	泰重				
場所	角原	御所	泰重宅		御所	御所			女院御所		泰重宅				飛鳥井雅 宣邸
出典	秦重卿記	秦重卿記	泰重卿記	秦重卿記	秦重卿記	泰重卿記	秦重卿記	秦重卿記	秦重卿記	秦重卿記	泰重卿記	泰重卿記	泰重卿記	政景日記	政景日記
翫香の種類	賭物香(薫物)	圏の懸物に香 包十	薫衣香を貰う	圏の懸物に香 包十五	中院へ薫物下 賜	薫物を伊達政 宗に下賜	(麝香鹿贈)	(通路飾)	系図香口伝	薫物一貝	香袋調合	薰衣香持参	薫物持参	香箱拝領	御たき物を贈 られる
ЯВ	2.02	2.15	7 . 06	10. 15	4 . 22	7 . 11	閏8.21	3.24	4.03	11. 21	4.24	6.23	6.25	7 . 02	7. 09
西暦年	1621 (元和 7)				1623 (元和 9)			1624 (寛永元)		1625 (寛永2)	1626	(氪水3)			

*女院が下した薫物を泰重が政宗に届けた	* [御途冊] に [御者炉] や [沈之御枕一材] が飾ってあった。[御床之神板] には, 銀之御香炉] や [同御香台] さあった	沈ほた一尺五寸まいり, 長一間半, 三所二紅ノ縄付 ル也	*後水尾天皇へ、沈木一本長二間余廻両時紅糸綱三 所結之載台窟庇門内・麝香五斤台一槍之在玳瑁次 *中宮へ、沈香七十五斤,麝香二斤 *女院へ 沈香七十五斤,麝香二斤 *女院へ 沈香七十五斤,	*主上へ、御服百両、黄金二千両、緋綾子百巻、伽羅十斤銀箱二人之居台上週之下之左、麝香五斤白銀棗五人之、臭伽羅並、蜜六十斤白銀壺二人、之在上壇之下之右 *中宮と女院とは全く同じ 白銀一万両、御服三十領、沈木七十五斤、伽羅五斤、花糸絹五十巻	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	右大臣亭十柱香アリ、従午刻趣(赴)・地下・堂上十 余人、以外内々ノ儀也、予八柱火(マハ)、予懸物之 銘玉テ箱(身下線部見せ消ち)玉嶋川、正月ノ玉ー ツ・あや嶋二段・カハ三枚入筥、今一極臈状束(マハ) 双榑入筥、予香ノ数第一、従之亭之懸物ヲ取、絹二 銘朝別、入夜(り下線部見せ消ち)事丁制盃教献	一光照院殿御代香初テ参候	一喜九八郎へ三種ノ大蔵相伝候 又本命星等ノ事教 候又小袖ーチイサ刀-伽羅一分金ノニ分ハ先度ノ馬 代ニ遣	一節ヤ甚太郎初テ礼タハコ人一又北向へ香箸灰押銀ハサミ等ヲ上盃ヲ給サス	自禁中蘭奢侍〔待〕香ヲ申出遣中納言(家久)	一帰リテ宿ニテ晩校として因幡堂詣道夜柳坊へ二十 疋又田築ヲ振回候自坊モ入麺在之坊主へ伽羅少遺三 種也初音牡丹等由光恵へモ少し遺
					昼は嘉例の膳						
						年					
女院·秦重·伊達政宗		∮将軍家光→上梯 (∮後水尾天皇)	∮将軍家光からの進物	∮大相国(徳川秀忠)からの進物	多政景他						
女院御所から	二 系 紹	条城	*** *** *** *** *** *** *** *** *** *	条城	御城 (出羽久 保田城)	在 (一) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五				禁	時廢祀
秦重卿記	後水尾実緑 (寛永行幸 記)	泰重卿記	後水尾実録 (寛永行幸 記)	後水尾実録 (寛永 行幸 記)	政景日記	自性院記	時慶卿記	時慶卿記	時慶卿記	自性院記	時慶卿記
御薫物を贈る	(飾り物の香)	沈ほた	沈と麝香	が ・ 響 本 ・ 響 本	御香 公	十任香	橅	伽羅	香箸・灰押・銀ハサミ	蘭奢待	伽羅(初音· 牡丹等)
8. 27	90.6	9 . 07	9 . 07	90.08	1.01	1.21	4.21	8.11	9 . 22	10.04	11. 18
1626 (寛永3)			•		1627 (寛永 4)	1628 (寛永 5)					

記 事 他	一、晩、御城ニテ御嘉例之御香会有,人数廿四人, 御下衆也,七種当テ候衆高(身あるいは,「点」の意 味で「」が打ってあったのを見逃したか), 組者式 も六種当テ申修、銀六枚(校、下同ツ)拝御,其上 銀漬枚弛,何被下條、目増か右,銀台成 罷帰候,かけハ何も壹歩也 まけ候衆へハ返し被下 候	庚申之故御とき二召, 御香ある也	御孟以後御吾有之也, 花月香アリ, 小鳥香アリ	中院へ泰廣樽・肴三種持参,予空手にて為礼参候, 酒盃二献にて其以後香アリ	入夜御香有之也	御香有之也	十炷香-反有之也	十炷香	一沈香折ヲ去薫物用意	人校御香有之也、懸物ちりめん―まき音数開候者可被下候由仰也、飛鳥井宰相四・高倉三位三・國頭中将五・岩倉侍従三・御製六柱・予六、懸物拝領、手柄無比類、自愛之事也、其以後御酒宴、	夜入中院殿へ参候, 香一反有之也	香炉三求来	入夜御香一反有之也	一終日香具ヲ調沈ノ削白ニ白檀感得	十炷香二反興行申候	一棟庵へ返事香三種依所持造候白菊初香(∮「初音」 の誤写であろう)牡丹等也
他の催し					御立花被遊也		まひ二はん			昼は御花			御花被遊候			
懸物																
参加者 (「予」とあるものは、実名を当てた)	∮24人の「御下衆」	* 「御香」とあるので帝も参加ヵ	阿野(埃顕)・中御門大約言(宣飾)・中院父子(通村・通純)・飛鳥井(雅胤)・泰重・小川坊城(俊完)・岩倉侍従(具起)・御製(天皇)	泰廣·泰重	天皇,秦重,他は不明	天皇, 秦重, 他は不明	川鰭少 [中] 将夫妻若子・倉橋女房井・御ふくろ・ 伊与・是安・普安・市左衛門・川鰭殿内者・倉橋内 者也, 其他大勢也。	中院殿 (通村)・[泰重]		泰重・飛鳥井・高倉三位等	秦重・中院 [通村であろう]		後水尾天皇・泰重		川鰭・倉橋・泰重	
場所	御城 (出 羽久 保田城)	御所	御所	通村邸	御所	御前	泰重宅	御所力		御前	通村邸	泰重宅	御前	時慶宅	泰重宅	
出典	政景日記	泰重卿記	泰重卿記	秦重卿記	泰重卿記	秦重卿記	秦重卿記	泰重卿記	時慶卿記	秦重卿記	泰重卿記	泰重卿記	泰重卿記	時慶卿記	泰重卿記	時慶卿記
翫香の種類	御香 会	御香	御香	夲	御香	御香	十炷香一反	十炷香	沈香	900 全	香一反	香炉	香一反	香具・沈・白檀	十炷香二反	春三種(白菊・初音・牡丹) を贈る
ĦН	1.01	1.03π	1.07	1.09π	1.10	1.15	1.16π	1.17	1.19	1.20π	1.21	1.23	1.25	1.27	1.28	1.29
西暦年	1629 (寛永6)													•		

入夜御香有之也	香一反有之, 御酒飲各帰宅也	入夜折末 [据] ラ折申候	香具屋紹知参会し香之事共雑談申候	十炷香一反有之	入夜御香有之, 御製七炷, 御門跡五, 予七, 岩倉四, 園五也	入夜香有之也	其以後香御きゝ, 予九柱, 亨守殿四柱・川鰭内儀 (泰重息女) 五柱・川鰭少 [中] 将三柱・万丸(富小 路賴直) 五柱・特明院一柱	其以後娩物四色、十柱香のことく有、すけ殿七柱・ 1 川崎一柱・同内儀(泰重息女)六柱・御万丸(富小 路頼直)七柱・特明院無・予四柱也	香十炷三反有之也	育	其次香炉相尋させ申候	中院同道香具屋紹智所へ参候,立花為見物也,	舟にて橋本与九所へ参候、香二返有之也	留守之間亡羊 (三宅寄斎) 東山香一包為約東贈, 祝 着之至候	裏辻へ香慥相届申候由返札	竹皮裹得此香濃 一柱開莚団待翁 始識束山安石意 雖描気味一爐中 泰重	中院へ十炷香有之也	一堺ノ香具売ノ新右衛門来沈香一両土産也進盃
昼ハ御花				和歌会	立花・鬮取		*酒宴の後, 香聞	* 酒宴 → 香 き > → 薫物四 種 → 謡		*香以後酒肴	花瓶取遺候	椿見物						
					有													
昼は、泰重・高倉三位 (嗣良)・園 (基音)・岩倉 (具起)・勧修寺 (経廣)	高三位 (高倉嗣良)・泰重	[泰重]	香具屋紹知・中院・泰重	秦重・中院父子・清閑寺・亭主・盛	天皇・御門跡・泰重・岩倉・園	中院・伊益・予盛・中院少将・左内(武田信勝)	泰重・すけ殿・川鯖内篠 (泰重息女)・川鯖少 [中] 将・万丸 (富小路頼直)・持明院	すけ殿・川崎・同内條 (楽重息女)・御万丸 (富小路 頼直)・持明院・素重	[通村・泰重]	中院父子 (通村・通純)・左内 (武田信勝)・予盛・ 伊益等	\$ 使用人	中院·清閑寺中納(言脫)·高倉三位·廣橋中納言· 泰重等, 玉林上手也	中院・伊益・[秦重]・橋本與九郎	*三宅亡羊→泰重	裏辻 (季福),	*秦重→亡羊	中院父子・藤宰 (高倉永慶)・泰重・唯心院・伊益等	
御所	通村邸	泰重宅	通村邸	北畠 (親顕) 邸	御所	一乗寺	秦重宅	泰重宅	中院通村塚	秦重宅	泰重宅	香具屋紹 智邸	橋本与九 邸	泰重宅	泰重宅		通村邸	時慶宅
泰重卿記	泰重卿記	泰重卿記	泰重卿記	泰重卿記	泰重卿記	泰重卿記	秦重卿記	秦重卿記	秦重卿記		泰重卿記	秦重卿記	秦重卿記	秦重卿記	泰重卿記	秦重卿記	泰重卿記	時慶卿記
御香	香一反	折据を折る	香の雑談	十炷香一反	御香	畑	香御きゝ	薫物四種	香十炷三反	香三反	香炉	香具屋	香二返	香一包,贈ら る	香を贈る	香の詩を贈る	十炷香	沈香一両
2 . 02	2.04	2.06	2.10	2.12π	2.15	2.22	2 . 29	2.29	閏 2.07	園 2.08	閏 2.14	萬 2 . 19	閏 2.27	3.14	3.15	3.18	5.03	7.12
1629 (寛永 6)	•	•						1										

(268 c) 7.17 柱底面 無時期之 維持 (開始) 等也, 污済・貯造・売品(開助・売品(股勤) ・ 日間・ 申 <t< th=""><th>西暦年</th><th>ЯН</th><th>翫香の種類</th><th>出典</th><th>場所</th><th>参加者 (「予」とあるものは、実名を当てた) 懸物</th><th>他の催し</th><th>記事他</th></t<>	西暦年	ЯН	翫香の種類	出典	場所	参加者 (「予」とあるものは、実名を当てた) 懸物	他の催し	記事他
7.18 十柱香一层 業重報記 適時期 確定相、高倉三位・清視等。北島(線線)・白山 持衛 中紅香一层 本経論・作器 長以後退出之間等物 7.23 瀬文香井刻 業重報記 郵所 (個像) 等也。下小路香一炉鞋一下盤。唯心影響 本経論・作器 長以後退出之間等物 8.03 村本香 業重報記 郵所 本面報記 郵本 本金額 等地間 大以後退出之間等物 8.25 川春二 業重報記 競車報報 報本報記 郵本 本金額 等地間 大投票 本金額 本金額 <td></td> <td>7.17</td> <td>十炷香二反</td> <td>秦重卿記</td> <td>通村邸</td> <td></td> <td></td> <td>十炷香二</td>		7.17	十炷香二反	秦重卿記	通村邸			十炷香二
蒸火香井傾 集重側記 郵所 本経論・作詩 共以後退出之即卷地 水太香井傾 素重側記 砂所 ************************************		7 . 18	十炷香一反	秦重卿記	通村邸		I振舞	十炷香一反聞
成在香柑額 余庭脚記 前所 本庭期記 本庭の記 中庭の記 本庭の記 中庭の設 中庭の設 中庭の設 <th< td=""><td>•</td><td>7 . 23</td><td>薫衣香拝領</td><td>秦重卿記</td><td>御所</td><td>**</td><td>·経論·作詩</td><td>其以後退出之砌巻物二·薰衣香廿拝領也,予御使也, 伝奏也</td></th<>	•	7 . 23	薫衣香拝領	秦重卿記	御所	**	·経論·作詩	其以後退出之砌巻物二·薰衣香廿拝領也,予御使也, 伝奏也
中柱香 素重顯記 藤宰相區 職宰相區 職事和區 職事和區 職務權利へ後放上多 南三反 森重顯記 持倉支相 聖前股 知期 本面轉記 本面有 本程香工反面中級 本面有 本程香工包 本程香工区 本面有 本程香工区 本面有 本程香工区 本面有 本程香工区 本面有 本程香工区 本面有 本程香工区 本面有 本程香工区 本工程工区 本面積 本程香工区 本面有 本程香工区 本度有工区 本工程香工区 本度有工区 本度の後端 本度の後端 本度の経過		80.8	薰衣香拝領	泰重卿記	御所	*	詩会	
問音 季重興記 部節 本声明 本声明 其以後春夕周被申修 育三反 季重興記 始年/報 華主方也、中院・予爾客也、伊益・予盛 事務方 有三反右之也、 (業務) 本重興記 強村銀 連封銀 清閑寺鎮門(共房)等剛出、兼重 中益・予監 十柱春三反 中語・伊益・予 中語・伊益・予 中語・伊益・予 中語・伊益・予 中語・伊益・与九・本重・素面 中語・伊益・与九・本重・素面 中語・伊益・与九・本面・素面・表面・表面・表面・表面・表面・表面・表面・表面・表面・表面・表面・表面・表面		8.12	十炷香	泰重卿記	藤宰相邸	*	:夜話	晚藤宰相へ夜放ニ参候, 十炷香有之也
香三反 季重調記 岩倉炎相 型滤透線 (減等度) 御門跡・円端砂線 (常等) **金融振動・松 夕香三反有之也。 十柱香三反 季重調記 通村路 清閉寺枝門 (共房) 等御出、楽重 一柱在三方 十柱香三反 本重調記 連村路 十柱香三反 中院・日本・ラ九・孝重・楽庫 十柱香三反 季重調記 通村路 中院・伊益・ラ九・孝重・楽庫 一村香三反 一村在香三反 中院・日本・ラ九・孝重・本重 一村佐香三反 一村佐子三方田・日本・ラ九・十柱香三及 一村佐子三方田・日本・ラル・本重・水庫 一村佐子三方田・日本・ラル・本重・大田・日本・ラル・本重・大田・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・		8.26	聞香	秦重卿記	御前	*	:声明	其以後香ヲ聞被申候,香ノ事共物語申候
中柱音三反 条重卿記 通村路 清閉寺黄門 (共房)等御出、条重 中位 中位・方元・季重・泰廣 中位 中位・方元・季重・泰廣 中位 中位・方元・季重・泰廣 中位 中位・方元・季重・泰廣 中位 中位・方元・李重・泰廣 中位 中位・方元・李重・泰廣 中位 中位・方元・中位・方元・李重・李慶 中位・方元・中位・方元・中位・方面・中位・方面・中位・方面・一位を・方面・一位を・方面・一位を・方面・一位を・方面・一位を一方面を一方面を一方面を開います。 中位を一方のを開います。 中位を一方のを開います。 中位を一方のを開います。 中位を一方のを開います。 中位を一方のを開います。 中位を一方のを開います。 中位を上方の開います。 中位を一方のを開います。 中位を上方のを開います。 中位を上方のを上がら上がら上がら上がら上がら上がら上がら上がら上がら上がら上がら上がら上がら上		9.18	香二反	秦重卿記	岩倉実相 院 (義尊邸)	(通是親王) 御門跡・円満院殿 (常尊) 御 中院・予御客也, 伊益・予盛	:御振舞→松 狩り	夕香三反有之也,
十炷香二反 泰重卿記 添重第 中院・伊益・与九・泰重・泰政 中院・伊益・与九・李重・泰政 中院・伊益・与九・李重・泰政 中院・伊益・与九・李重・泰政 中院にて十炷香		10.05	十炷香二反	泰重卿記	通村邸	(共房) 等御出,		十炷香二反聞申候,及鶏鳴帰宅申候
十柱香二反 森重爛記 通村邸 中院と子・清閑寺父子(共房・共綱)・伊益・予盛・ *数杏振輝・ 霊口切役一ひく也。 *並の投煙・ * *数杏振輝・ 霊口切役一ひく也。 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		10.06	十炷香二反	泰重卿記	泰重宅	中院・伊益・与九・秦重・秦廣		中院・伊益・与九・予・泰廣五人十炷香二反
社体音		10.07	十炷香二反	秦重卿記	通村邸			
十柱香工 株重卿記 通村協 +柱香力之也 +株香有之也 十柱香工 春重卿記 二井寺 「中院通村]・泰重 *香の後調 人校十柱香工反有之 中種(枕) 香 棒重卿記 衛前 中院(通純) 少将・清水合中将(忠定)・泰重・小川 *春の後調 次有十種香工度在之 柳香 秦重卿記 御前 中院(通純) 少将・清水合中将(忠定)・泰重・小川 *中宫御庭祈 御香可有, (多中路) 北春 本重卿記 泰重卿記 李重卿記 白橋(泰吉)、津田五郎兵衛, 同舎兄左大夫 萬口切茶 > 四界・十柱香寧也 青白 本重卿記 時慶鄉 中慶郎 一場・北春等也 一場・北春等の 十柱香二 秦重卿記 通村路 神慶、入校十柱香三 本民卿記 本民卿記 十柱香二 秦重卿記 通村路 本民卿記 本民卿定 本民卿定		10.08	十炷香二反	秦重卿記	通村邸	•	:数寄振舞· 5立	壺口切袋一ひく也, 振舞数寄振舞也、其以後茶立也, 其以後十炷香二反,
十柱香二反 森重卿記 二井寺 「中院通村]・泰重 本重の *香の後語 入校十柱香二反右之 *香の後語 大校十柱香二反右之 *春の後語 大校十柱香二反右之 *春の後語 本春の後語 大校十柱香二反右之 *春日顧之 神香 李重卿記 御前 中院(通純)少将・清水谷中将(忠定)・泰重・小川 坊成・兵部大甫(野宮定逸)・左京 (山本勝思)等 神楽 *中宮御座所 神楽 御香可有, (多中略) 神楽 衛春一村、 神楽 大佐唇節右衛 韓重卿記 韓慶 一切入さ香屋が石 ・原慶卿記 市慶 田寿・十柱香等也 ・明ノさ香屋が石 ・原慶卿記 一切入さ香屋之新石 ・原文 一切入さ香屋之新石 ・原文・ ・原本・ ・原本・ ・原本・ ・原本・ ・東井嗣進春三種等也 ・株香ー区 ※重卿記 本井調進春三種等也 ・株養、入校十柱香三 ・上柱香ー区 本産の ・大佐十柱春三 本産の ・大佐十柱春三		10.16	十炷香	泰重卿記	通村邸	*	:談合	十炷香有之也
計種(枕) 音 時慶卿記 端面 時慶卿記 時慶卿記 時慶卿記 時慶卿記 本中宮御産が 坊城・兵部大甫(野宮定逸)・左京 (山本勝忠)等 持料料領・御 忠定朝臣二, 勝忠一 神楽 本中宮御産が 持料料領・御 忠定明臣二, 勝忠一 神楽 四本日本宮の 引, 囲碁 一場 中宮 中央 沈香屋新右衛 時慶卯記 時慶子 本日五郎兵衛、同舎兄左大夫 3引, 囲碁 一堺 八渚香屋之新石 一男 八渚香屋之新石 本共調進香三種等也 一堺 八渚香屋之新石 本共調進香三種等也 七柱香一反 季重卿記 通村路 本共調進香三種等也 本共調進香三種等也 七柱香一反 季重卿記 通村路 本共調進春三種等也 十柱香一反 季重卿記 通村路 十柱香一反 本共調進春三種等也		10.19	十炷香二反	泰重卿記	三并寺		: 香の後謡	入夜十炷香二反有之
御音 森重卿記 御前 中院 (通純) 少将・清水谷中将 (忠定)・泰重・小川		10. 22	(Æ)	時慶卿記	琴		: 香の後謡	夜有十種香二度在之後度ニ無ヲ聞是一世ノ初也
十柱音 条重調記 条重等 倉橋(条吉), 津田五郎兵衛, 同舎兄左大夫 壺口切茶ラ目, 田巷 沈香屋新右衛 時慶卿記 時慶年 31, 囲碁 青三種調進 時慶卿記 時慶 十柱音二反 ※重卿記 通村邸		10. 24	御香	秦重卿記	御前		:中宫御産祈 	御香可有, (∮中略) 御製五柱, 予三,通純朝臣四, 忠定朝臣二, 勝忠一, 定逸二, 俊定 [完] 六, 如此
沈香屋新右衛 時慶順記 時慶明記 時慶明 時慶 香三種調進 時慶期 時慶 時慶 十柱香二反 森重卿記 通村邸 十柱香一反 森重卿記 通村邸		11. 01	十炷香	泰重卿記	泰重宅	(泰吉), 津田五郎兵衛, 同舎兄左大夫	登口切茶ラ , 囲碁	囲碁・十炷香等也
香三種調進 時慶卿記 時慶郎 華共副 十炷香二反 秦重卿記 通村邸 權談, 十炷香一反 秦重卿記 通村邸 十炷香一		11. 07	沈香屋新右衛 門		時慶宅			一堺ノ沈香屋之新右エ門唐士持参候盃ヲ進候
十炷香二反 來重卿記 通村協 雜談, 十炷香一反 來重卿記 通村協 十炷香		11. 11	春三種調進	時慶卿記	時慶邸	時變		薬共調進香三種等也
十炷香一反 秦重卿記 通村邸		11. 19	十炷香二反	秦重卿記	通村邸			
		11. 26	十炷香一反	泰重卿記	通村邸			十炷香一反興行

中院今宵ハ庚申也, 十炷香興行可申候由持参候, 三 反有之也, 予無・四・五也	一庚申也 平松へ遺入宰相来義十種香ヲ聞	入夜(中院へ)参候,清閑寺中納言二反有之也,人 数五人也	御香御こしらへなされ候、御香始候、聖門八・実相院五・円満院五・中院五・予二・積善院五・西坊四、次ハ聖門九・実五・円二・中院五・予十・積善四・西坊二、三反日聖門十・実二・円一・中院六・予四・積二・西坊無、相終入麺・吸物・御前有之也	於摂政殿有十柱香,取燭始,人数十一人,銘以下注義,予務梨地巻物人箱,"需破子三重,上鳥服,下槌舞,在三色也,予三年以來出雇,即胜 (\$下線部月生消ち)四柱開了,無念一个,春以後勧益数献,乱酒,午下刻計帰宅,沈靡不斜,春以後勸益	入夜甲子御香有之也, 昼八御立花有之也	校入十炷香二反有之由承及候	此方にて種々かい物させ申候、香炉十三あしきやき物、(中略) 沈香上々真那盤一両代五匁五分、次なる沈利で代七匁五分、桁櫃三両代二匁也、薫隆三両代電女五分比三種一部位十一両中サ、、右之三色二打合、金田三字描合、雑香トスル也、升二一升余有之也、一段よく薫ル也、よき沈一両キサ、、予前机ニ香炉フリ、着座柱レ之
			* 振舞 → 香		*昼は立花, 夜は御香	*飯・菓子・ 将棋・囲碁・ 吸物等・御酒	
		藤宰相・秦重・清開寺中納言(共房)・通村	聖護院殿(通晃親王)・円満院殿(常尊)・中院黄門	香之人数、「七炷」摂政(排物桶箱、あふ坂もはるはのき、の関もいさ(f 「 f 」)、たつねてとひこきないかべきし、此歌もして三被書)あいせたき物を、うすやうしん、(石榴紙、人形、青笠ラ者、アンキスがか一旦、黒方、はこのかけこ、鶏ノ玉子)、「六」高春三位(つうえつさいふたか二桶人、富士、「二、富春三位(つうえつさいふたか一桶人、富士、「一葉箱人、一葉如此、円雪・形シテ中ツへタリス、横笥(四条降朝)(望月矢十五箱人、ぶかん・キンガン・マケカン・カンへか箱人)「六」草長老(鳳本字)は、ボ森)(茶湯のしゆきやうすきたや箱人、「六」草長を『風大字一種名)、「四」由他(にして)を「海人、「一本はけたり下迄わるしきなりまたい箱人)「四」玄石(南)とは「七二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十			
通村邸	時慶宅	通村邸	岩倉実相 院	茂(() () () () () () () () () ()	[御所]	御所カ	秦重宅
秦重卿記	時慶卿記	秦重卿記	秦重卿記	自性路記	秦重卿記	秦重卿記	秦重卿記
十炷香三反	十種香を聞く	香二反	香三反	十柱香	御香	十炷香二反	香布十三·洗
12. 09	12. 09	12. 13	12. 17	1.21	2.14	3.19	3.27
1629 (寛永 6)				1630 (質永 7)			

記事他	香炉十三代十三匁	香炉十二二雑香前カトニ盛リ (∮中略) 灯明十二・ 香炉十二	大春炉ニ雑香ニ合計打入, 其上ニ火ヲ入, 机下二置 之	十炷香三反有之申候	香一反興行	夜半過十炷香閒	飯後中院へ物書会参候,伊益参候、将棋・囲碁遊興 也,若浆い書写也,清閑寺黄門御出候也,与九,美 作将棋長々敷事也,入夜十炷香有之也,一反,清閑 寺黄門八柱,奇特也,	人夜十炷二反興行,五炷ツ、両度十炷間申候,人数 中院父子・壽首座・与九・予五人也	中院大納吉同道ニテ岩倉へ参候,与九参候,予信(進物)(身中略)今宵庚申待十炷香二反有之也
他の催し									
懸物									
参加者 (「予」とあるものは、実名を当てた)				伊益・中院・泰重				岩倉実相 中院父子・壽首座・与九・秦重 院	岩倉実相 中院通村・与九・泰重 院
場所	泰重宅			通村邸	泰重宅ヵ	通村邸	通村邸	岩倉実相 院	岩倉実相 院
出無	泰重卿記	秦重卿記	泰重卿記	秦重卿記	泰重卿記	泰重卿記	泰重卿記	秦重卿記	秦重卿記
翫香の種類	香炉十三	香炉十二二雑 香	(大香炉に雑香)	十炷香三反	香一反	十炷香閒	十炷香	十炷香二反	十炷香二反
月日	3.29	4.02	4.08	4.18	4.20	4.27	5.20	6.11	6.12
西曆年	1630	(見水7)							

Culture of incense in the early Edo period

Overview draft

There are still unclear points in the situation of the early Edo period of incense culture in Japan. Aristocrats society of Kyoto, where documents that are related to incense culture still remain, is no exception.

For example, in many of the existing " $K\bar{o}d\bar{o}$ (=so-called incense ceremony)" documents, Gomizunoo-in (birth- death: 1596 to 1680, Emperor reign: 1611-1629) and Tofuku-mon-in Empress (birht- death: 1607-1678, judai(entry into the empirial court): 1620) were referred to as " $K\bar{o}d\bar{o}$ " enthusiasts.

However, Honma Yoko said as follows.

From the results of the analysis of "Oyudono-no-ue-no nikki", Gomizunoo emperor and Tofuku-mon-in Empress cannot not be said to have held Kokai daily or nightly.

"The late Middle Ages of incense culture—Dawn of Kodo-"(p.157)

In respeonse to this, I have analyzed the "Yasushigekyo-ki" while referring to Kitakoji Isamitu's theory ("Invitation to $K\bar{o}d\bar{o}$ " 1978Hobunkan). As a result, I have found that Gomizunooin and the upstream nobility had actively held incense meetings since 1629. With this finding as a base, I have described the incense culture in the early Edo period.